

〇〇〇〇 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、〇〇会と称する。

（区域）

第2条 本会の活動区域は、川口中学校区区域を基本とする。

（事務所）

第3条 本会の事務所は、八王子市川口町 3874-5に置く。

（目的）

第4条 本会は、八王子市が設置する川口中学校区地域づくり推進会議との連携を保ちながら、川口中学校区地域づくり推進会議において策定する地域の将来ビジョンの実現に向けた具体的な取組をアクションプランとしてまとめた行動計画である「川口中学校区地域づくり推進計画」に基づく事業や取組等を行うことにより、活動区域における地域づくりを推進することを目的とする。

（活動）

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を実施する。

- （1）「川口中学校区地域づくり推進計画」にアクションプランとして定める活動
- （2）地域の魅力を高めるイベントの実施・運営に関する活動
- （3）地域の魅力や活動の宣伝・PRのための情報発信に関する活動
- （4）地域の課題を解消するための活動
- （5）その他目的達成のために必要な活動

（構成）

第6条 本会は、以下のいずれかに該当し、第8条に定める入会手続きを行った会員をもって構成する。

- （1）川口中学校区地域づくり推進会議の参加者
- （2）~~第2条に掲げる区域に居住、または、事業活動、通勤、通学、その他活動をしており、~~本会の活動への参加を希望する個人及び法人その他の団体

（会費協賛金）

第7条 会員は、別に定める方法により、~~以下に定める会費を納入しなければならない。~~協賛金を納付することができる。

~~個人会員—1,200円/年（100円/月）—1,000円~~

~~団体会員 2,400円/年(200円/月) 2,000円~~

~~2 会費は、第17条に定める会計年度ごとに納入するものとする。~~

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会での承認を得るものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、本人が死亡したときは、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

~~(1) 本人が死亡したとき~~

~~(2) 会費を2年以上納入しないとき~~

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 2名

(4) 監査役 2名

(5) 部会長 部会ごとに各1名

~~2 役員は総会において会員の中から選任する。~~

2 会長及び副会長は総会において会員の互選により選出する。

3 会計及び監査役は会長が会員の中から指名し、総会の承認をもって選任する。

4 部会長は部会員の互選により選出する。

5 役員の兼任は不可とする。

6 役員の任期は2年(補欠により選出された役員は、前任者の残任期間)とする。ただし再任を妨げない。

(役員職務)

第11条 会長は会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、互選により選ばれた者がその職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4 監査役は、会の活動及び会計状況を監査する。

(総会)

第12条 総会は毎年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を

開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、議長を務めるものとする。

3 総会は、第6条の定めにより会を構成する会員の過半数の出席をもって成立する。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 予算及び決算に関する事項

(2) 活動計画、活動報告に関する事項

(3) 役員を選任及び解任に関する事項

(4) 会則の改正に関する事項

(5) その他本会の運営に関し必要と認められる事項

5 前項の審議事項は、出席会員の過半数をもって議決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

6 総会の出席及び審議事項への賛否については、第10条に定める役員に委任することができる。

(役員会)

第13条 役員会は第10条第1項各号の役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、議長を務めるものとする。総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない活動の執行に関し議決する。

~~2 役員会は、会長が必要に応じて招集する。~~

2 役員会は、各部会における活動状況の報告並びに次の事項に関する審議及び議決を行う。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会において議決された事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会)

第14条 第5条に掲げる活動を行うため、部会を設置することができる。

2 部会は、所管事項の企画及び執行にあたる。

3 部会は、第6条の会員から選出し、構成する。会員は、希望する部会に任意に参加することができる。

~~4 部会長及び副部会長を部会員の中から選出する。~~

5 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

(経費)

第15条 会の経費は、会費協賛金、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(活動報告書及び決算)

第16条 会長は、毎事業終了後に活動報告書、収支報告書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度及び会計年度)

第17条 会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第18条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い総会に報告する。

(その他)

第19条 本会則に定めのない事項については、総会または役員会で決定するものとする。

附則

1 この会則は、令和 年 月 日から施行する。